

IFRS Developments

IBOR 改革: 第1段階の改訂の公表及び第2段階の始動

重要ポイント

- ▶ IASB は、IBOR 改革により生じる財務報告上の課題に対処するための基準改訂の第 1 段階の作業を完了した。
- ▶ 本改訂の救済措置により、IBOR が置き換わる前の不確実性が生じる期間においてもヘッジ会計を継続して適用できる。
- ▶ 現在、IASB の焦点はプロジェクトの第 2 段階に移り、現行の金利指標が RFR に置き換わる時点で生じる可能性のある論点が議論されている。
- ▶ 第 2 段階の論点については、2019 年 10 月から 2020 年 2 月にかけて議論する予定である。

はじめに

国際会計基準審議会(以下、IASB 又は審議会)は 2019 年 9 月 26 日、「金利指標改革—IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号及び IFRS 第 7 号の改訂」(本改訂)を公表した。本改訂により、銀行間調達金利指標(IBOR)改革が財務報告に与える影響に対処するための IASB の作業の第 1 段階が完了したことになる。

本改訂の一時的な救済措置により、既存の金利指標を実質的に無リスクの代替的金利(RFR)に置き換える前の不確実性が生じる期間においてもヘッジ会計を継続して適用することができる。

第 1 段階が完了し、IASB の焦点は、既存の金利指標が RFR に置き換わる時点で財務報告に影響を与え得る論点の検討に移った。これは、IASB プロジェクトの第 2 段階と称される。IASB は 9 月 25 日の会議で、第 2 段階で取り扱う一連の論点及び今後の会議の事前スケジュールに暫定的に合意した。なお、第 2 段階が進むにつれ、論点が追加され、スケジュールが変更される可能性もある。

我々は、IASB のプロジェクトの背景を IFRS Developments 144 号と 145 号で説明し、IFRS Developments 第 148 号で公開草案について要約している。さらに、IASB が 2019 年 8 月の会議で行った決定について IFRS Developments 第 151 号で解説している。

IFRS 第 9 号の改訂

IFRS 第 9 号の改訂にはいくつかの救済措置が含まれ、本改訂は金利指標改革に直接影響を受けるすべてのヘッジ関係に適用される。

IBOR 改革に直接影響を受けるヘッジ関係とは、IBOR 改革によりヘッジ対象又はヘッジ手段の金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期や金額に不確実性が生じる場合である。

救済措置の適用は義務付けられる。最初の 3 つの救済措置は以下に関するものである。

1. 予定取引(又はその構成要素)の可能性が非常に高いかどうかの判定
2. キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の金額の純損益への振替時点の判定
3. ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係の判定

これら救済措置のそれぞれに関し、ヘッジされているキャッシュ・フローの基礎となる金利指標(契約上特定されているかどうかに関係なく)が、IBOR 改革の結果として変更されないものと仮定され、3 つ目の救済措置では、さらにヘッジ手段から生じるキャッシュ・フローの基礎となる金利指標が、IBOR 改革の結果として変更されないものと仮定されている

4 つ目の救済措置では、金利リスクのうち IBOR 改革に影響される指標要素について、リスク要素が「独立して識別可能になる」という規定は、ヘッジ関係の開始時点でのみ充足すればよいと定めている。また、継続的なヘッジ戦略において、ヘッジ手段及びヘッジ対象がオープン・ポートフォリオに追加もしくは取り除かれる場合、「独立して識別可能になる」という規定は、ヘッジ対象が最初にヘッジ関係に指定される時点でのみ充足すればよいと定めている。

なお、ヘッジ手段のキャッシュ・フローが RFR に基づくように変更されるが、ヘッジ対象は依然として IBOR に基づく場合(又はその逆の場合)、ヘッジ手段とヘッジ対象の公正価値の変動に差が生じるため発生する非有効性に関して測定及び認識を免除する救済措置は定められていない。

救済措置の終了

上記の 1 つ目と 2 つ目の救済措置について

- ▶ 1 つ目の救済措置は、IBOR 改革により生じる金利指標に基づくヘッジ対象のキャッシュ・フローの時期及び金額に関する不確実が存在しなくなる時点又はヘッジ対象が含まれるヘッジ関係が中止される時点のいずれか早い時点で終了する。
- ▶ 2 つ目の救済措置は、IBOR 改革により生じる金利指標に基づくヘッジ対象のキャッシュ・フローの時期及び金額に関する不確実が存在しなくなる時点又はキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の累計額全額が純損益に振り替えられる時点のいずれか早い時点で終了する。

3 つ目の救済措置は

- ▶ ヘッジ対象は、IBOR 改革により生じる金利指標に基づくヘッジ対象のキャッシュ・フローの時期及び金額に関する不確実が存在しなくなる時点で終了する。
- ▶ ヘッジ手段は、IBOR 改革により生じる金利指標に基づくヘッジ手段のキャッシュ・フローの時期及び金額に関する不確実が存在しなくなる時点で終了する。
- ▶ 仮にヘッジ関係が上記 2 つの事象のいずれかが発生する前に中止される場合、救済措置はヘッジ会計の中止時点で終了する。

企業が複数項目のグループをヘッジ対象として指定する場合、救済措置が終了する時点に関する規定は、ヘッジ対象に指定されたグループに属する個々の項目に別個に適用される。

上記で説明した事象が発生しない場合、救済措置は継続して適用される。

開示規定

救済措置が適用されるヘッジ関係について、企業は以下を開示しなければならない。

- a) 企業のヘッジ関係が影響を受ける重要な金利指標
- b) 金利指標改革に直接影響される、企業が管理するリスク・エクスポージャーの程度
- c) 企業は RFR への移行プロセスをどのように管理しているのか
- d) 例外規定を適用するにあたり企業が行わなければならない重要な仮定又は判断
- e) ヘッジ関係におけるヘッジ手段の名目金額

本改訂は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の 28 項(f)の開示規定の適用免除を定めている。したがって、企業は本改訂の適用開始時点で、当期及び比較年度のそれぞれについて、影響を受ける財務諸表の各表示科目の修正額を開示する必要はない。

発効日及び経過措置

本改訂は、2020 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から適用され、早期適用も容認される。当該規定は遡及適用しなければならない。ただし、従前にヘッジ指定が中止されているヘッジ関係を、適用時点で改めて再指定することはできない。さらに事後的判断に基づき、ヘッジ関係を指定することもできない。

IAS 第 39 号の改訂案

IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」に行われる改訂は、以下を除き IFRS 第 9 号の改訂と整合している。

- ▶ ヘッジの将来に向かっての有効性評価において、ヘッジされているキャッシュ・フローに基づく金利指標（契約上特定されているかどうかに関係なく）及び（又は）ヘッジ手段のキャッシュ・フローに基づく金利指標は、IBOR 改革の結果として変更されないものと仮定される。
- ▶ ヘッジ遡及的な有効性の評価において、IBOR 改革から生じる不確実性が存在する期間は、実際の結果が 80%から 125%の範囲を一時的に外れるとしても、当該判定を充足することとする。
- ▶ 金利リスクのうち、(IFRS 第 9 号によるリスク要素ではなく)IBOR 改革に影響される金利指標部分のヘッジについて、「独立して識別可能である」とする規定はヘッジの開始時点でのみ充足されればよい。

第 2 段階の論点

IASB は 2019 年 9 月 25 日の会議で、第 2 段階で取り扱う論点の事前リストに関して合意した。内容は以下の通りである。

- ▶ 分類及び測定
 - 条件変更により認識の中止が生じるか、生じない場合、どのように会計処理すべきか
 - 金利改定日及び複利期間の変更により SPPI の評価に影響が生じるか
 - 条件変更により認識の中止が生じる場合、ビジネス・モデルの評価に影響が生じるか
 - 金融負債の金利改定日及び複利期間の変更により、組込デリバティブが生じるか

▶ ヘッジ会計

- ヘッジ指定:ヘッジされるリスクの変更によりヘッジ会計が中止になるか、柔軟性のあるヘッジ指定が容認されるか、及びローン・ポートフォリオのうちいくつかの資産が RFR に移行するが、その他の資産が移行しない場合の影響(新しいヘッジ関係の適格要件の適用を考慮した上で)
- 第 1 段階の救済措置の終了:第 1 段階の救済措置の終了が、第 2 段階のヘッジ指定にどのような影響を及ぼすか、OCI に繰延べた金額はどのように振り替えられるのか、ヘッジされるリスクが変更されてもヘッジ会計の中止が求められない場合、仮想デリバティブの評価や公正価値ヘッジの修正をどのように取り扱うべきか

▶ その他の IFRS 基準書:IAS 第 19 号「従業員給付」、IFRS 第 16 号「リース」及び IFRS 第 17 号「保険契約」にどのような影響が生じ得るか

▶ 開示:追加の開示を開発すべきか

IASB の 9 月の会議では、論点によっては既存の IFRS による会計処理の明確化のみが必要な場合もあり、必ずしもすべての論点に対応して IFRS が改訂されるものではないことが指摘された。

弊社のコメント

我々は、IASB が、IBOR 改革により生じる財務報告上の問題点に対処する第 1 段階のプロジェクトを完了したことを評価する。IASB は本改訂を最終基準化するにあたり、IBOR から新しい金利指標に契約を修正する前の不確実性が生じる期間におけるヘッジ会計上の問題点に対応するために不可欠となる救済措置を定めた。

IASB が当該論点を優先課題とし、作業日程を前倒し、第 1 段階を完了したことにより、EU が 2019 年末の報告に間に合うように本改訂を承認する可能性が高まった。

また、IASB が RFR へ移行した段階で生じる財務報告上の論点の検討を始めたことも好ましく思う。IASB が合意した作業日程に基づくと、第 2 段階の公開草案が 2020 年 4 月もしくは 5 月に公表され、最終基準は 2020 年 6 月から 9 月に公表され、2020 年末までの適用も可能になると推測される。

IBOR から RFR への移行は、国や地域ごとに、さらに金融商品ごとに異なるタイミングで行われることになるため、各企業は早急に契約の修正を開始する必要がある。IASB が識別した第 2 段階の論点は幅広く、それらを議論するために必要な時間を考慮すると、企業が会計上の論点に対応するために必要な解決策の公表が遅くなる可能性が懸念される。企業は、第 2 段階の会計上の論点が生じるのを回避するため、IBOR から RFR への移行を遅らせざるを得なくなり、世界の規制当局が必要と判断した変革が遅れる可能性もある。したがって、IASB はこの勢いが途切れることがないよう、第 1 段階と同じように緊急性をもって第 2 段階の論点に臨まなければならない。第 2 段階の論点をさらに 2 つに区分し、より緊急性の高い論点を「優先的に議論」すべきか検討することも 1 つの選択肢として推奨される。

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jpをご覧ください。

© 2019 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED MMY

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料はEYG No. 004361-19Gblの翻訳版です。